

文京区長及び副区長の出産、育児及び介護の期間中の公務に関する条例

平成二十二年六月二十一日

条例第十七号

(目的)

第一条 この条例は、区長及び副区長が、自らの責任において、出産、育児及び介護に要する時間を確保するための期間を設け、家族の一員としての役割を果たし、もって公務と家庭生活との両立に寄与することを目的とする。

(期間中の公務)

第二条 区長及び副区長は、出産、育児及び介護に要する時間を確保するための期間において、公務の全部又は一部に従事しないことができる。

(期間の種類)

第三条 前条に規定する期間の種類は、次のとおりとする。

- 一 出産のための期間 区長及び副区長の出産前後の母体保護を図るため、公務の全部又は一部に従事しない期間
- 二 育児のための期間 区長及び副区長の子を養育するため、公務の一部に従事しない期間
- 三 介護のための期間 区長及び副区長の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の家族のうち、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、公務の一部に従事しない期間

(期間の宣言)

第四条 区長及び副区長は、第二条の規定により公務の全部又は一部に従事しない場合には、前条各号に規定する期間の種類並びに当該期間の初日及び末日を明らかにしなければならない。

(期間の変更等)

第五条 区長及び副区長は、前条の規定により明らかにした期間を取り消し、終了させ、又は変更することができる。

- 2 区長及び副区長は、前項の規定により期間を取り消し、終了させ、又は変更する場合は、その旨を明らかにしなければならない。

(給料の減額)

第六条 第三条第二号及び第三号の期間における区長及び副区長の給料の月額は、文京区長及び副区長給与条例（昭和二十二年六月文京区条例第七号。以下「給与条例」という。）

第二条の規定にかかわらず、給与条例別表第一に掲げる区長及び副区長の給料月額から百分の五十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間における期末手当等の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。